

公 告

陸上自衛隊宮古島駐屯地業務隊長

2等陸佐 林 達 也

沖縄県宮古島市城辺保良413-7に所在する保良宿舎において、保良宿舎居住者の利便性を確保するため、カーシェアリングサービスの設置及び経営業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 募集業種

カーシェアリングサービスの設置及び経営

2 設置場所及び設置台数

保良宿舎：1台～2台

3 営業期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日

※1 甲及び乙が必要と判断した場合には、1度に限り更新することができる。

※2 設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。

4 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者又は同等の資格を有する者
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (13) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (14) 第6項の公募説明会に参加すること。
なお、参加しない事業者等は公募に参加できないものとする。
- (15) 国有財産の使用許可期間内に、募集する場所に設置及び経営ができること。
- (16) 募集要領及び仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 公告掲載期間及び募集要領等配布場所

- (1) 公告掲載期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月16日（金）
- (2) 配布場所：宮古島駐屯地業務隊厚生科
 - ※1 郵送にて請求する場合、140円切手を貼付した封筒（角型2号）を送付すること。
 - ※2 西部方面会計隊ホームページ内の添付ファイルも利用可能

6 公募説明会

- (1) 日 時
令和8年10月19日（月）～令和8年10月22日（木）（うち1日）
午後2時30分（午後2時25分までに入室）
- (2) 場 所
保良宿舍集会所（1階中央部）
- (3) 申込み要領
別紙様式「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入し提出
ア 申込期限
令和8年10月16日（金）午後5時
イ 提出先
公募に関する問合せ先に同じ（第8項参照）
※ 提出は、直接持ち込みの他、FAXでの提出が可能
- (4) 携行品
募集要領、仕様書
- (5) 参加者
説明会参加者は、各事業者2名以内とする。

7 応募手続

設置を希望する業者は、令和8年10月23日（金）午後5時まで（必着）に関係書類を陸上自衛隊宮古島駐屯地業務隊厚生科へ提出するものとする。

8 問い合わせ先

〒906-0201
沖縄県宮古島市上野字野原83-5
陸上自衛隊宮古島駐屯地業務隊厚生科
電話番号：0980-76-6661
内 線：481 F A X：320
※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

公募説明会参加申込書

宮古島駐屯地業務隊が実施するカーシェアリングサービスの公募に係る説明会への参加を申し込みます。

申 込 年 月 日	令和 年 月 日
事 業 者 名	
応 募 す る 業 種	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
説 明 会 参 加 者 氏 名	

注：電話番号（代表）の他に、本件についての連絡先がある場合は、付記すること。